

東京都における今後のごみ処理の 広域化・ごみ処理施設の集約化の 方向性

< 概要版 >

令和5年3月

目次

- 第1章 はじめに
- 第2章 東京都ごみ処理広域化計画（旧計画）の概要と評価
- 第3章 人口及びごみ排出量の将来予測
- 第4章 広域化・集約化の考え方
- 第5章 広域化・集約化に向けた今後の取組

第1章 はじめに

1.1 本方向性策定の背景

- ◆ 国からの「ごみ処理の広域化計画について（通知）」（平成9年5月）を受け、都では平成11年3月に「東京都ごみ処理広域化計画」（以下「旧計画」という。）を策定。
- ◆ 旧計画策定から20年以上が経過し、ごみ処理を取り巻く状況は大きく変化しており、新たに「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」（平成31年3月。以下「環境省平成31年通知」という。）が発出され、改めて広域化・集約化に係る計画策定が求められている。
- ◆ 都では、「東京都資源循環・廃棄物処理計画」（令和3年9月）において、区市町村及び一部事務組合（以下「区市町村等」という。）と連携し、一般廃棄物処理の広域化・施設の集約化を進めることとしている。本書は、その具体化のための基本的な方向性を示すものである。

1.2 本方向性の位置付け

- ◆ 本方向性は、環境省平成31年通知で示された国の方針に基づき、区市町村等とともにごみ処理広域化・集約化を推進するための令和4（2022）年度から令和13（2031）年度までの10年間における基本的な考え方を示すものである。
- ◆ なお、今後のごみ処理を取り巻く環境や経済社会状況が大きく変化した場合には、適宜見直すものとする。

第2章 東京都ごみ処理広域化計画（旧計画）の概要と評価

2.1 旧計画の概要と重点目標

【主な目的】 ごみの発生抑制、再利用・資源循環の推進、ダイオキシン類削減等の環境保全対策の推進

【重点目標】

ア 小規模焼却施設の解消

原則として全連続式100 t/日以上 of 施設規模とする。

イ ダイオキシン類削減の目標濃度の設定

ごみ焼却施設から排出される排ガス中のダイオキシン類濃度について目標濃度を設定し、排出削減を強化するとともに早期の実現を図る。（達成期限：平成14年11月30日）

ウ 焼却残さの減量・資源化

焼却残さの減量・資源化とともに、ダイオキシン類の削減を図るため、溶融固化、エコセメント化などによる高度処理を推進する。

2.2 重点目標の達成状況

ア 小規模焼却施設の解消

⇒達成（100 t/日未満の施設は旧計画策定時の2施設から現状はゼロ）※島しょ地域は除く

イ ダイオキシン類削減の目標濃度の設定

⇒達成（都内の一般廃棄物処理施設からの排出量は平成29年度（0.28 g -TEQ/年）時点で平成9年度（66.7 g -TEQ/年）から99%以上の削減）

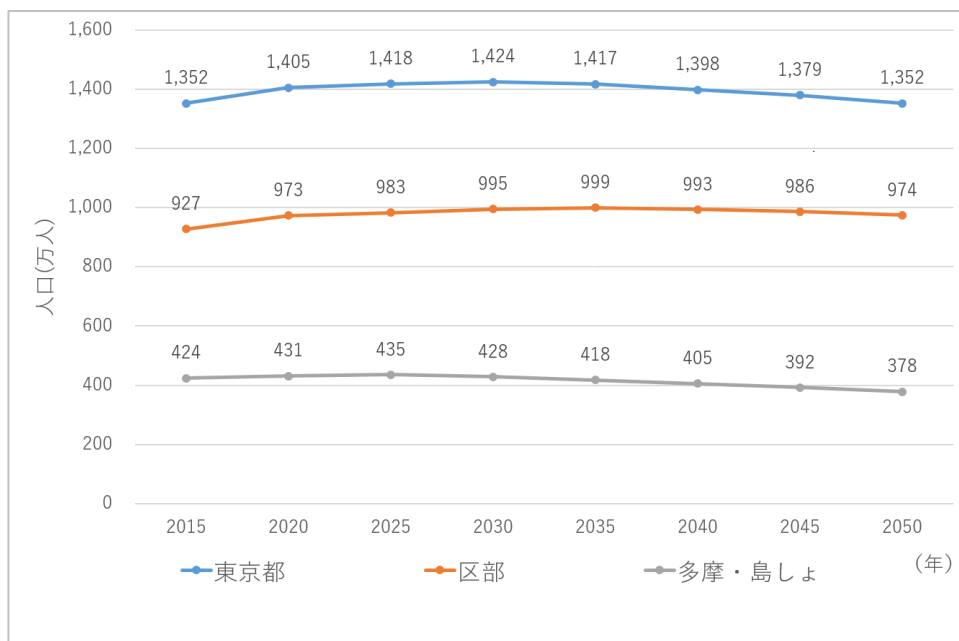
ウ 焼却残さの減量・資源化

⇒達成（多摩地域のエコセメント事業、区部でのセメント原料化によって、最終処分量が大幅に削減された。）

第3章 人口及びごみ排出量の将来予測

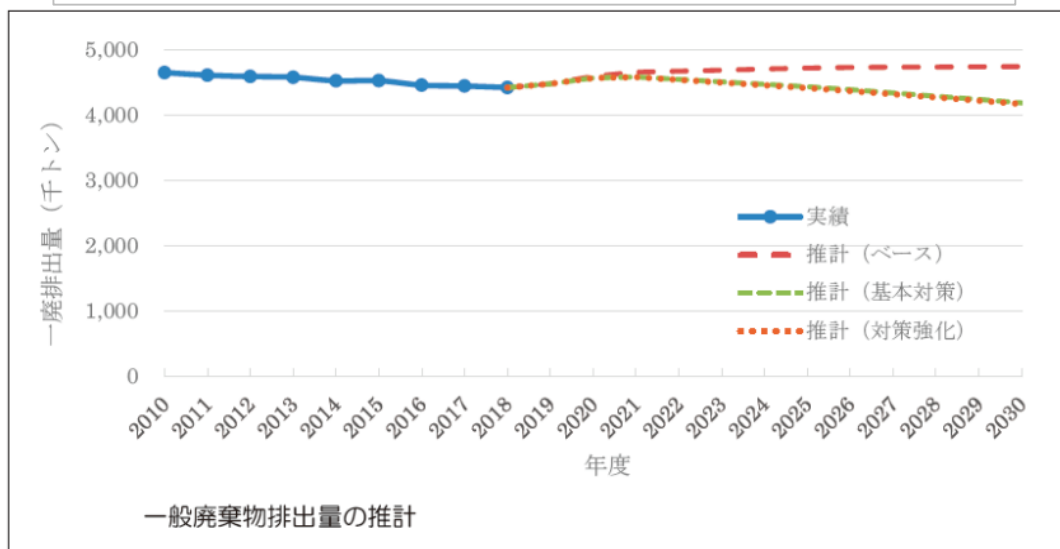
3.1 人口

- ◆ 都全体では2030年にピークを迎え、その後は減少に転じると予測されている。
- ◆ 地域別では、区部よりも多摩・島しょ地域で先に人口減少に転じると想定される。



3.2 ごみ排出量

- ◆ 基本対策シナリオではプラスチック対策、食品ロス対策により2030年度に416万トンになり、更に対策強化シナリオではオフィスや商業施設での書類等の電子化により紙くずの削減が進み、2030年度に414万トンになると見込んでいる。

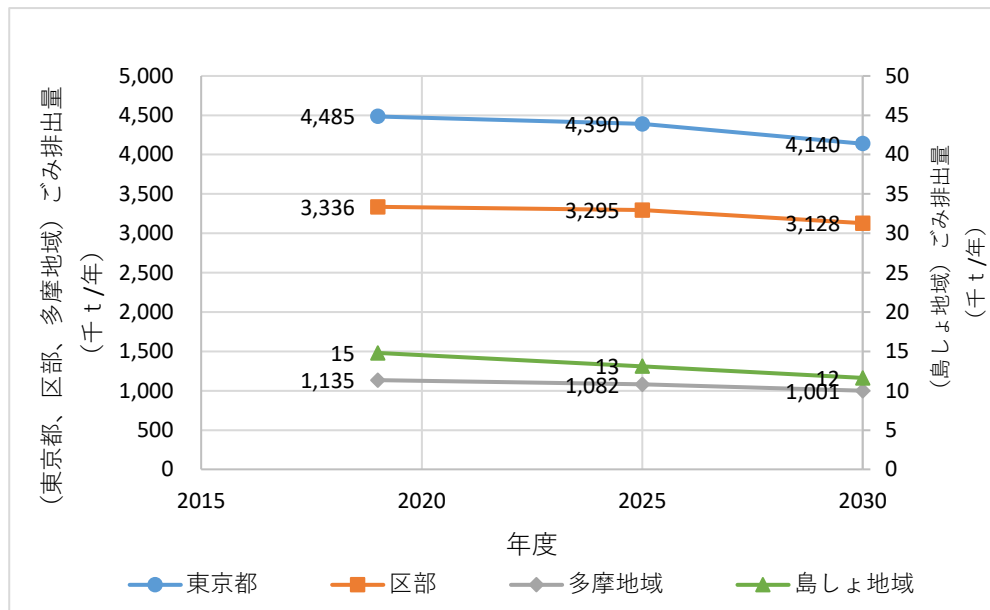


※ごみ排出量は「東京都資源循環・廃棄物処理計画」における対策強化シナリオの2030年度までの推計値を用いた。

第3章 人口及びごみ排出量の将来予測

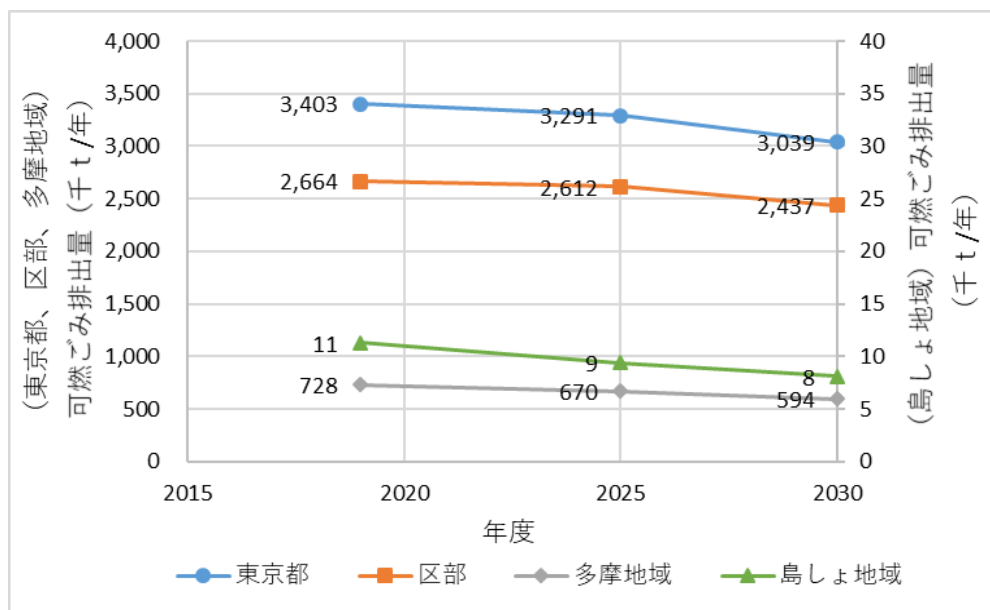
(1) 地域別ごみ排出量

- 3.1の推計人口を踏まえた2030年度までの地域別ごみ排出量



(2) 地域別可燃ごみ排出量

- ✓ 区部：2019年度2,664千トンから2030年度には約9%の削減
- ✓ 多摩地域：2019年度728千トンから2030年度には約18%の削減
- ✓ 島しょ地域：2030年度の11千トンから約28%の削減
- 多摩地域、島しょ地域：施策の展開に加え、今後の人口減少の影響もあり、区部と比較すると排出量の減少速度が速いことが予測される。



第4章 広域化・集約化の考え方

4.1 広域化・集約化の基本的な考え方

◆ 将来にわたり持続可能な適正処理を確保するため、環境省平成31年通知を踏まえ、右記の(1)～(4)の考え方に基づき新たな広域化・集約化の方向性を示し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を推進する。

- (1) 持続可能な適正処理の確保
 - ①ごみの排出抑制とリサイクルの推進
 - ②廃棄物処理経費の縮減
- (2) 気候変動対策の推進
- (3) 災害対策の強化
- (4) 地域への新たな価値の創出

◆ 本方向性ではごみ排出量の大半を占める可燃ごみを処理するごみ焼却施設を軸とし、その他施設については各地域の状況に応じて、広域化・集約化の検討を進めることとする。

ごみ焼却施設については、エネルギー利活用の観点から、引き続き、原則として100 t /日以上全連続焼却式ごみ焼却施設の設置を目指すこととし、各地域の計画や状況も踏まえ300 t /日以上のごみ焼却施設の設置についても検討することとする。

第4章 広域化・集約化の考え方

4.2 ブロック区割りの考え方

ブロック	考え方
区部	東京二十三区清掃一部事務組合として既に広域処理が行われており、 今後も、同体制を維持していくことを基本とする。
多摩地域	<ul style="list-style-type: none">山脈や半島による地理的な制約が少なく、道路交通網が比較的整っている。既に旧計画において設定されたブロックを超えた広域化が実施されている状況にある。必ずしも隣接する地域間の施設の更新時期が近いとは限らず、多摩地域について旧計画のような3つのブロックを設定する合理性が乏しくなっている。 <p><u>以上を踏まえ、多摩地域全域を1ブロックとして設定する。</u></p>
島しょ地域	旧計画の地域の設定を踏襲する。 離島という地理的特性を踏まえ、広域処理を行うことが、効率的な処理につながる場合は広域連携を行い、島しょ地域に応じた持続可能な処理体制の確保を図っていくこととする。

第4章 広域化・集約化の考え方

4.3 廃棄物処理体制

◆ 施設整備の基本的な考え方

① ごみ焼却施設

- ブロック区割りを基本に、ごみ排出量の予測や各地域の置かれている状況、施設の更新時期を踏まえ、広域化を基本としたエネルギー回収型廃棄物処理施設の設置を目指す。
- この際、施設運営や収集運搬等の「処理費用」や「温室効果ガス排出量」などについて、比較検討し、より安定的かつ効率的な処理体制を選択する。

※島しょ地域は離島という地理的な条件から以上の考え方は適用しない。

② マテリアルリサイクル推進施設

ア) 粗大ごみ処理施設

- ごみ焼却施設に併設することで処理・運用面の効率化が期待できるため、ごみ焼却施設の統合等に併せ、集約化の可能性を検討する。

イ) 資源化施設

- 各地域での処理が効率的な場合もあるため、必ずしも集約化を目指すものではない。
- また、令和4年4月施行の「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、地域において、より効率的な処理体制の構築に向けて検討する。

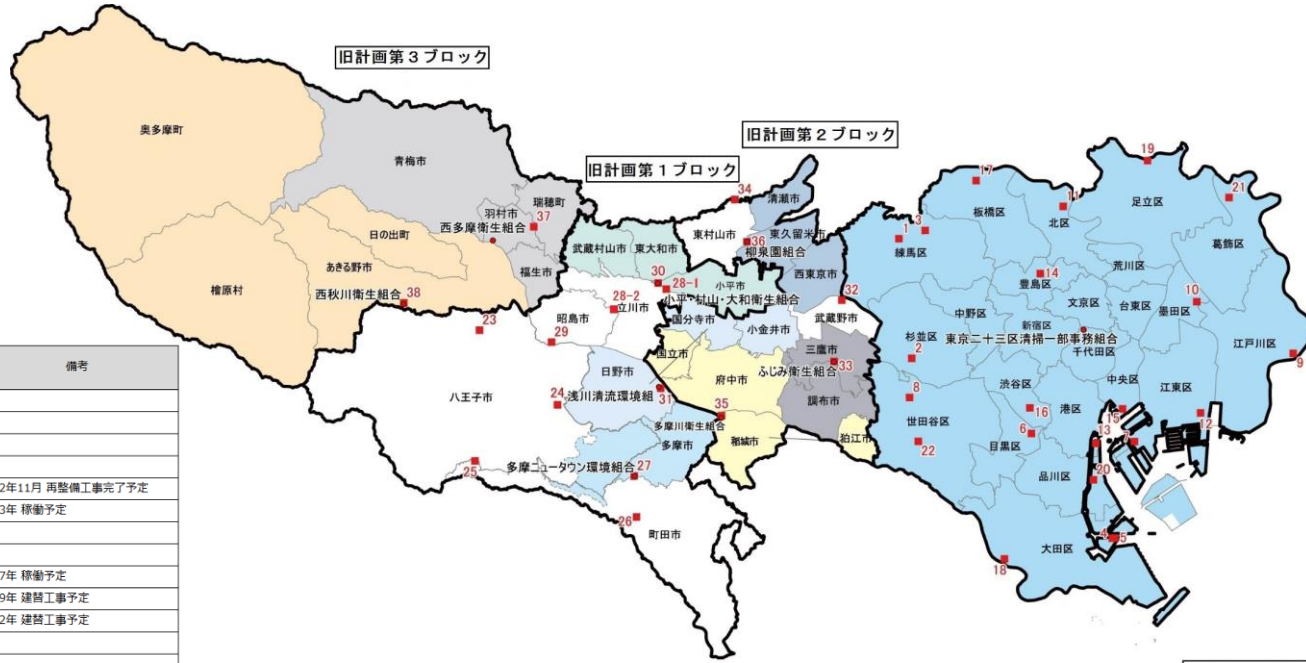
③ 廃棄物運搬中継施設

収集運搬効率を高めるため、必要に応じて中継施設の設置について検討する。

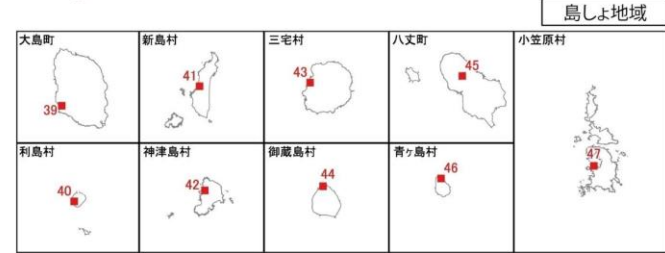
④ 最終処分場

ごみの排出抑制や資源化を進め、最終処分場の延命化を図る。それでもなお必要となる最終処分場については、ブロック区割りを基本に、最終処分場の広域整備等の可能性を検討する。

都内のごみ焼却施設の整備状況



自治体等	施設名	稼働年	施設規模 (t/日)	備考	
東京二十三区清掃一部事務組合	1 練馬清掃工場	2015	500		
	2 杉並清掃工場	2017	600		
	3 光が丘清掃工場	2021	300		
	4 大田清掃工場	2014	600		
	5 大田清掃工場第一工場	2022	600	2022年11月 再整備工事を完了予定	
	6 目黒清掃工場	2023	600	2023年稼働予定	
	7 有明清掃工場	1994	400		
	8 千歳清掃工場	1996	600		
	9 江戸川清掃工場	2027	600	2027年稼働予定	
	10 墨田清掃工場	1998	600	2029年 建替工事予定	
	11 北清掃工場	1998	600	2022年 建替工事予定	
	12 新江東清掃工場	1998	1800		
	13 港清掃工場	1999	900		
	14 豊島清掃工場	1999	400		
	15 中央清掃工場	2001	600		
	16 渋谷清掃工場	2001	200		
	17 板橋清掃工場	2002	600	2030年 建替工事予定	
	18 多摩川清掃工場	2003	300	2031年 建替工事予定	
	19 足立清掃工場	2005	700		
	20 品川清掃工場	2006	600		
	21 荻野清掃工場	2006	500		
	22 世田谷清掃工場	2008	300	2026年 建替工事予定	
八王子市	23 八王子市戸吹清掃工場	1998	300		
	24 八王子市北野清掃工場	1994	100	2022年9月 休止予定	
	25 館クリーンセンター	2022	160	2022年10月 稼働予定	
	町田市	26 町田市バイオエネルギーセンター	2022	258	
		27 多摩ニュータウン環境組合	1998	400	
	立川市	28 立川市清掃工場 (28-1)	1980	280	立川市クリーンセンター稼働後に廃止予定
		28 立川市クリーンセンター (28-2)	2023	120	2023年稼働予定
	昭島市	29 昭島市清掃センター	1994	190	
		30 4・5号ごみ焼却施設	1986	210	2025年 新施設稼働予定
	浅川清流環境組合	31 浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設	2020	228	
		32 武蔵野クリーンセンター	2017	120	
	武蔵野市	33 クリーンプラザふじみ	2013	288	
		34 東村山市秋水園	1981	150	2028年度 新施設稼働目標
	多摩川衛生組合	35 クリーンセンター多摩川	1998	450	
		36 柳泉園クリーンポート	2000	315	
	西多摩衛生組合	37 西多摩衛生組合環境センター	1998	480	
38 西秋川衛生組合高尾清掃センター熱回収施設(焼却施設)		2014	117		



自治体等	施設名	稼働年	施設規模 (t/日)	備考
大島町	39 千波環境美化センター(焼却施設)	2014	15	
利島村	40 利島村清掃センター	1996	2.5	2024年 新施設稼働予定
新島村	41 新島村清掃センター	2019	6	
神津島村	42 神津島村清掃センター	1994	13	
三宅村	43 三宅村クリーンセンター	2000	7	
御蔵島村	44 御蔵島じん芥処理施設	1996	2	
八丈町	45 八丈町クリーンセンター	1997	17	2024年 新施設稼働予定
青ヶ島村	46 青ヶ島村クリーンセンター	2003	0.5	
小笠原村	47 父島クリーンセンター	1999	4.6	

- 区部：22施設を活用し、順次整備・更新を図る予定
- 多摩地域：2031年度までに4施設が更新予定
- 島しょ地域：2031年度までに2施設が更新予定

第5章 広域化・集約化に向けた今後の取組

- ◆ 2031年度までの施設整備については、既に各地域で予定されている計画がある。また、今後、施設整備を予定する地域を中心に将来的な広域化・集約化に向け、都、区市町村等が相互に協力して検討・協議を進める。
- ◆ 区市町村は、ごみ処理の統括的な責任を有しており、3R活動の普及啓発などごみの発生抑制に向けて取り組むとともに、安定的かつ効率的で持続可能な廃棄物処理体制を構築する中で、広域化・集約化についても検討する。

(1) 取組の進捗管理

- 区市町村等の施設整備の予定や計画、広域化・集約化の検討状況を定期的に把握するとともに、ごみ処理を取り巻く環境や経済社会状況が大きく変化し、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の再構築の必要性が生じた場合は、必要に応じて本方向性を見直しを図る。

(2) 意見交換・情報共有等の推進

- 広域化・集約化の検討においては、各地域の計画、検討状況、将来的な広域化・集約化の可能性などを踏まえる必要があるため、既存の会議体等の活用も含め、都、区市町村等との意見交換・情報共有等を推進する。
- 2031年度までの本方向性を基本としつつ、人口及びごみ排出量等の推移などを考慮しながら、区市町村等と連携して将来的な広域化・集約化のあり方について更なる検討を進めていく。

(3) 技術継承、人材育成

- 施設整備・維持管理の効率化、施設の長寿命化など、区市町村等が有するノウハウや最新技術を継承するため、職員の相互交流も視野に入れながら、廃棄物処理に係る人材の確保・育成を進めていく。